

### くらしの無料相談窓口

- みはら一日若者しごと館 19日を除く毎週月曜日 12時～17時(予約・問い合わせは青少年女性課☎0848④9234)
- 人権相談 23日を除く毎週火・金曜日 10時～16時、8日(木) 13時～16時(人権推進課☎0848⑦6044)
- 女性相談 19日・23日を除く月～金曜日 9時30分～16時(☎0848⑥0122)
- 家庭児童相談 19日・23日を除く毎週月・水・金曜日(28日は巡回相談のため要予約) 9時～16時(☎0848⑥0121)(いずれも社会福祉課☎0848⑦6060)
- 心配ごと相談所 23日・30日を除く毎週火・金曜日13時～16時
- 不動産相談 8日(木)・22日(木) 10時～15時
- 療育・教育相談 5日(月)・26日(月) 13時～16時
- 戦没者遺族相談 1日(木)・15日(木) 13時～16時
- 行政相談 16日(金) 13時～16時
- 成年後見専門相談 8日(木) 14時～16時(要予約☎0848③3319)
- (いずれも社会福祉協議会☎0848③0570)
- 本郷地域センター心配ごと相談 毎週水曜日 13時～16時(本郷福祉センター内☎0848⑥3607)
- 久井地域センター心配ごと相談 7日(水)・21日(水) 9時～12時(久井保健福祉センター内☎0847③7101)
- 大和地域センター心配ごと相談 2日(金)・16日(金)・30日(金) 9時～12時(大和人権文化センター内☎0847③1308)、9日(金) 9時～12時(大和保健福祉センター内☎0847③1214)
- 学校生活・勉強などの悩みについての相談 三原ふれあい相談 19日・23日を除く月～土曜日 9時～17時45分(土曜日は8時30分～17時15分)(リージョンプラザ内☎0848④7201)
- 児童虐待通告窓口(子育て支援課☎0848⑥6088)
- 人権ホットライン(電話相談) 19日・23日を除く月～金曜日 8時30分～17時15分 子どもの人権110番(☎0120-007-110) 女性の人権ホットライン(☎0570-070-810)
- 県生活センター(電話相談) 19日・23日を除く月～金曜日 9時～12時、13時～16時 消費生活相談(☎082-223-6111) 県民・交通事故相談(☎082-223-8811)
- 暴力相談(電話相談) 19日・23日を除く月～金曜日 8時30分～17時 暴力追放広島県民会議(☎082-228-5050)
- 県介護予防研修相談センター(電話相談) 19日・23日を除く月～金曜日 9時～16時30分 認知症・高齢者の権利擁護相談(☎082-254-3434) 高齢者の福祉用具・住宅改修相談(☎082-254-1166)
- 弁護士法律相談 尾道地区弁護士会 14日(水)・28日(水)(いずれも要予約 収入による利用条件があります。予約は直接弁護士会☎0848②4237へ) 三原市無料法律相談 16日(金)リージョンプラザ南館、30日(金)久井支所(いずれも要予約 5日(月) 8時30分から受け付け 市民生活課☎0848⑥6178)
- 司法書士法律相談(電話相談) 19日・23日を除く月～金曜日 12時～15時 広島相談センター(☎082-511-7196)
- 法テラス広島(法的トラブルの解決法・窓口の案内) 19日・23日を除く月～金曜日 9時～17時 広島地方事務所(☎050-3383-5485)

相談日変更の場合などがあります。事前に確認してください。

### 航空機の騒音測定結果

所管	調査地点		WECPNL(月間値)
空港対策	正広局	本郷町善入寺正広	61.9
環境保全	本郷局	本郷町船木川西上	62.9

広島空港周辺航空機騒音測定(常設置局)7月分の結果通知が、県空港振興課からありましたので、お知らせします。

**日本女性会議in松江 日帰りバスツアー参加者募集**

とき 10月15日(土)6時～21時

集合場所 市役所本庁 西側 駐車場

会場 くびきメッセ大展示場(島根県松江市)

内容 男女共同参画の内閣府基調報告、講演・講師・田部井淳子さん、シンポジウム、石見神楽の上演など

定員 30人(申し込み先着順)

参加費 無料

※食事は各自で用意。

**障害のある人のふれあい合同就職面接会**

申し込み 9月13日(火)までに、青少年女性課(☎0848④9234)☎0848⑦5912へ

とき 22日(木)13時～16時

ところ 福山ニューキャッスルホテル(福山市三ツ丸町)

内容 障害のある人を対象とした合同就職面接会

申し込み 7日(水)までに、ハローワーク三原(☎0848④8609)☎0848⑥0134へ

### 個人情報保護制度・情報公開制度の運用状況とお知らせ

市では公正で信頼される市政の実現をめざして、個人情報保護条例と情報公開条例を施行しています。平成22年度の運用状況は次のとおりです。

<個人情報保護制度>

▶個人情報ファイルの保有件数…885件(平成23年4月1日現在)

▶開示の請求件数…4件

<情報公開制度>

▶請求・決定の状況

請求件数	請求者数	対象文書など	決定の状況					
			公開	部分公開	非公開	不存在	応答拒否	取り下げ
26	14	55	17	28	1	9	0	0

- ▶主な請求内容
- 市道などの補修業務に関すること
  - 教職員の勤務に関すること
  - 開発行為許可に関すること

**お知らせ** 10月1日から、個人情報保護条例の一部を改正します

(主な改正内容)①個人情報漏えいなどに対する罰則②他の行政機関などに提供する個人情報についての措置要求

問い合わせ先 総務課(☎0848⑥6176)

### いざという時のため、住宅用火災警報器はきちんと管理を

- 火災警報器にホコリが付くと、火災の煙を感じにくくなります。定期的に乾いた布で拭き取りましょう。
  - 電池切れや故障は、警告音と警告ランプで知らせます。取扱説明書で確認してください。
- 問い合わせ先 消防本部予防課(☎0848④5927)



**社会生活基本調査に協力を調査員が訪問します**

生活時間の配分や自由時間の活動について、次の地域を対象に調査します。

とき 今月上旬～来月下旬

対象 城町、本町、西野、沼田、高坂町真良、大和町下徳良のいずれも一部世帯

※調査員は、調査員証を携帯しています。

問い合わせ先 県統計課(☎082-513-2533)

**自衛官採用試験**

区分 ①防衛医科大学校生②防衛大学校生③看護学生

受験資格 来年4月1日現在 ①21歳～20歳②18歳～23歳の人

受付期間 5日(月)～30日(金)

問い合わせ先 商工振興課(☎0848⑥6072)

**人と動物のより良い関係をめざして**

20日(火)～26日(月)は **動物愛護週間**

動物の特徴や習性を正しく理解し、必要なしつけや訓練を行い、責任をもって飼育しましょう。

【ペットと暮らすまじく】

- 犬の散歩では、必ず回収袋を持ち歩き、ふんは飼い主が持ち帰ります。
- 動物を捨てることは法律で禁止されています。繁殖の必要がなければ、避妊・去勢の手術を受けさせましょう。
- 野良犬・猫に餌を与えると、

**動物絵画コンクール作品展品の展示会**

とき 9日(金)～18日(日)9時～20時30分

ところ 市民ギャラリー(ペアシティ三原西館2階)

内容 市内小学3年生による全作品展品の展示

入場料 無料

問い合わせ先 市民生活課(☎0848⑥6178)



# 生活情報 掲示板

**21日(水)～30日(金) 秋の全国交通安全運動**

30日は交通事故死ゼロをめざす日です

あぶないよ いそぐきもちがじこのもと

交通安全とマナーを守って安全運転を心掛けましょう。

◎子どもと高齢者の交通事故防止

- 夕暮れ時と夜間の歩行中！自転車乗用中の交通事故防止
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

問い合わせ先 市民生活課(☎0848⑥6179)

**無料登記相談を行います**

とき 毎月第3水曜日 13時～16時

ところ 登記相談所(市役所本庁1階)

内容 相続や贈与などの登記手続きに関すること

問い合わせ先 広島法務局尾道支局(☎0848②2882)

**若者サポートステーション出張相談室**

- ▼1日(木)10時～15時 大和保健福祉センター
- ▼2日(金)10時～15時 本郷保健福祉センター
- ▼9日(金)10時～15時 久井保健福祉センター

対象 就学や進路、就職に悩む若者とその保護者

相談料 無料

問い合わせ先 商工振興課(☎0848⑥6072)

問い合わせ先 自衛隊尾道出張所(☎0848②6942)

**高齢者・障害者の人権 あんしん電話相談**

☎0570-003-110

相談時間 月～金曜日(祝日を除く)8時30分～17時15分

※全国一斉強化週間は、次のとおり相談時間を延長します。5日(月)～9日(金)8時30分～19時、10日(土)・11日(日)10時～17時。

問い合わせ先 人権推進課(☎0848⑥6044)

その場所に住み着いたり、野良犬は群れをなし、人に危害を加えたりすることがあります。地域の問題として捉え、みんなで協力して住みよい生活環境を作りましょう。

★来月1日から、きれいな三原まちづくり条例の施行により、次の行為は、禁止・罰則になります。

**禁止行為** 屋外の公共の場所での、飼い犬のふんの放置や放し飼いです。

**罰則** 5万円以下の過料

**「啓発のぼり旗の貸し出し」**

ペットのふん害などで困っている地域に、マナー啓発用のぼり旗を貸し出します。

対象 町内会、自治会など